第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

年次検査（注）／中間検査（注）　署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

年次検査（注）／中間検査（注）　署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

年次検査　署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅰ第10規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅰ第10規則8.3の規定に基づく年次検査（注）又は中間検査（注）において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅰ第10規則３の規定を適用する場合に５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、条約の関係規定に適合しており、したがつて、この証書は、条約附属書Ⅰ第10規則３の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

更新検査の完了後、条約附属書Ⅰ第10規則４の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、条約の関係規定に適合しており、したがつて、この証書は、条約附属書Ⅰ第10規則４の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

条約附属書Ⅰ第10規則５又は６の規定を適用する場合に検査港に到着するまで又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、条約附属書Ⅰ第10規則５㈱又は６㈱の規定に基づいて、……まで効力を有する。

署名……
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅰ第10規則８の規定を適用する場合に新たな検査基準日を用いるための裏書

新たな検査基準日は、条約附属書Ⅰ第10規則８の規定に基づいて、……とする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

新たな検査基準日は、条約附属書Ⅰ第10規則８の規定に基づいて、……とする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

様　式　A

国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補
油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰに関するものである。

注釈

1　ＩＯＰＰ証書において分類されている３番目の種類の船舶、すなわち、「上記の船舶以外の船舶」は、この様式Ａを使用する。油タンカー及び条約附属書Ⅰ第二規則２に規定する貨物区域を有する船舶（油タンカーを除く。）は、様式Ｂを使用する。

2　この記録は、ＩＯＰＰ証書に常に添付しておく。ＩＯＰＰ証書は、いかなる時も船内に備えておく。

3　記録において使用される言語は、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語とする。発給する国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

4　記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また、「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「―」を記入する。

5　別段の定めがある場合を除くほか、この記録において、「規則」とは、条約附属書Ⅰの規則をいい、「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択した決議又は回章をいう。